

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
路上試験車	<p>道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく技能試験に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第2項（道路における運転技能検定試験） ・ 同法第100条の2第3項（公安委員会が行う再試験） ・ 公安委員会が使用者となる場合にあっては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・ 公安委員会以外が使用者となる場合にあっては、道路交通法第97条第2項（同法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく技能試験を行うため、公安委員会が指定した自動車の使用者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が路上試験車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（公安委員会が使用者となる場合にあっては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。